

別表（第2関係）

1 補助事業	2 支援対象事業所・施設等	3 基準額	4 対象経費	5 補助率等
(1) 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業	介護サービス事業所・施設等 (※1)	別添1のとおり	報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、工事請負費、原材料費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金	10/10 以内
(2) 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	在宅サービス事業所 (※2)	別添2のとおり	—	定額
(3) 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業		1事業所あたり 200,000円	報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金	10/10 以内

※1 訪問系サービス事業所（訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所）、通所系サービス事業所（通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所）、短期入所系サービス事業所（短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所）、多機能型サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所）及び介護施設等（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅）をいう。（各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。以下同じ。）

※2 訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び多機能型サービス事業所をいう。

別添 1 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業補助基準額

1 事業所・施設等の種別（※1、2）	2 補助基準額/単位	
通所介護事業所	通常規模型	892 千円/事業所
	大規模型（Ⅰ）	1,137 千円/事業所
	大規模型（Ⅱ）	1,480 千円/事業所
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）		384 千円/事業所
認知症対応型通所介護事業所		375 千円/事業所
通所リハビリテーション事業所	通常規模型	939 千円/事業所
	大規模型（Ⅰ）	1,181 千円/事業所
	大規模型（Ⅱ）	1,885 千円/事業所
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		44 千円/定員
訪問介護事業所		534 千円/事業所
訪問入浴介護事業所		564 千円/事業所
訪問看護事業所		518 千円/事業所
訪問リハビリテーション事業所		227 千円/事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		508 千円/事業所
夜間対応型訪問介護事業所		204 千円/事業所
居宅介護支援事業所		148 千円/事業所
福祉用具貸与事業所		148 千円/事業所
居宅療養管理指導事業所		33 千円/事業所
小規模多機能型居宅介護事業所		475 千円/事業所
看護小規模多機能型居宅介護事業所		638 千円/事業所
介護老人福祉施設		38 千円/定員
地域密着型介護老人福祉施設		40 千円/定員
介護老人保健施設		38 千円/定員
介護医療院		48 千円/定員
介護療養型医療施設		43 千円/定員
認知症対応型共同生活介護事業所		36 千円/定員
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員 30 人以上）		37 千円/定員
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員 29 人以下）		35 千円/定員

- ※1 事業所・施設等について、補助金交付の申請時点で指定等を受けている者であり、また
- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
 - ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、補助金交付の申請時点における介護報酬上の規模区分である。

※2 利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない。

別添2 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業補助基準額

1 事業所・施設等の種別（※1）		2 補助基準額/単位
通所介護事業所	通常規模型	・電話による確認の場合 1.5千円/利用者 ・訪問による確認の場合 3千円/利用者
	大規模型（Ⅰ）	
	大規模型（Ⅱ）	
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）		
認知症対応型通所介護事業所		
通所リハビリテーション事業所	通常規模型	
	大規模型（Ⅰ）	
	大規模型（Ⅱ）	
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		
訪問介護事業所		
訪問入浴介護事業所		
訪問看護事業所		
訪問リハビリテーション事業所		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		
夜間対応型訪問介護事業所		
居宅介護支援事業所	電話による確認	1.5千円/利用者 （看護師等（※2）が協力した（※3）場合 4.5千円/利用者）
	訪問による確認	3千円/利用者 （看護師等（※2）が協力した（※3）場合 6千円/利用者）
福祉用具貸与事業所		・電話による確認の場合 1.5千円/利用者
居宅療養管理指導事業所		
小規模多機能型居宅介護事業所		・訪問による確認の場合 3千円/利用者
看護小規模多機能型居宅介護事業所		

※1 別添1※1に同じ

※2 看護師、居宅療養管理指導を行う者（医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士）

※3 「協力した」とは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の依頼を受け、看護師等が訪問をした上で、所要の対応を行ったこと。

※4 1人の利用者につき、電話による確認及び訪問による確認の両方の区分での併給は不可である。